2.31.3.　「赤色」とは、以下の境界によって定められた色度範囲内にある反射光の色度座標（x，y）をいう。

$R_{12}$　赤との境界：$y=0.346-0.053x$

$R_{23}$　紫との境界：$y=0.910-x$

$R_{34}$　黄との境界：$y=0.350$

$R_{41}$　スペクトル軌跡

交点は以下のとおりである。

| | x | y |
|---|---|---|
| $R_1$ | 0.690 | 0.310 |
| $R_2$ | 0.595 | 0.315 |
| $R_3$ | 0.560 | 0.350 |
| $R_4$ | 0.650 | 0.350 |

2.32.　反射器からの蛍光の色（昼間）

2.32.1.　「赤色」とは、以下の境界によって定められた色度範囲内にある反射光の色度座標（x，y）をいう。

$FR_{12}$　赤との境界：$y=0.346-0.053x$

$FR_{23}$　紫との境界：$y=0.910-x$

$FR_{34}$　黄との境界：$y=0.315+0.047x$

$FR_{41}$　スペクトル軌跡

交点は以下のとおりである。

| | x | y |
|---|---|---|
| $FR_1$ | 0.690 | 0.310 |
| $FR_2$ | 0.595 | 0.315 |
| $FR_3$ | 0.569 | 0.341 |
| $FR_4$ | 0.655 | 0.345 |

別添五十一3・7・1・ヰ「制動灯及び方向指示器の集合式灯火にあっては基準軸に垂直な平面への当該灯火等の見かけの表面の投影像において、色の境界線と３ヶ所以上交差する水平線又は垂直線を有してはならない。」を「3.7.1.1.又は3.7.1.2.のいずれかの条件を満たさないものは、この限りでない。」に改める。

別添五十一3・7・1・1・ヰ「3.7.1.における」を削り、「満たされるものとする。」を「満たすこと。」に、「兼用式となっている場合」を「兼用式となっており、かつ、これらの機能と同時に作動させることができる場合」に改め、別添五十一3・7・1・1・の次に次のように加える。

3.7.1.2.　制動灯及び方向指示器の集合式灯火にあっては、3.7.1.2.1.及び3.7.1.2.2.の条件を満たすこと。

3.7.1.2.1.　基準軸に垂直な平面への当該灯火等の見かけの表面の投影像において、色の境界線と３ヶ所以上交差する水平線又は垂直線を有してはならない。

3.7.1.2.2.　発光面の輪郭線に基づく基準軸方向の見かけの表面は、重なり合ってはならない。

別添五十一3・11・だただし書き中「駐車灯、方向指示器又は非常点滅表示灯との兼用式である車幅灯及び尾灯、車幅灯又は尾灯と結合式又は兼用式の側方灯であって駐車灯との兼用式であるもの並びに本技術基準に基づき点滅させることが認められる側方灯にあっては、この限りでない。」を「3.11.1.から3.11.3.までのいずれかの条件を満たすものにあっては、この限りでない。」に改め、別添五十一3・11・の次に次のように加える。

3.11.1.　駐車灯、方向指示器又は非常点滅表示灯との兼用式である車幅灯及び尾灯、車幅灯又は尾灯と結合式又は兼用式の側方灯であって駐車灯との兼用式であるもの。

3.11.2.　本技術基準に基づき点滅させることが認められる側方灯。

3.11.3.　3.12.1.の規定により、車幅灯の機能を満たしているものとみなすことができる灯火を備える自動車の車幅灯。

別添五十一3・12・の次に次のように加える。

3.12.1.　走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び前部霧灯のうち、3.12.1.1.から3.12.1.3.までの条件を満たすものは、車幅灯の機能を満たしているものとみなすことができるものとし、当該灯火器が点灯している場合に車幅灯は消灯する構造であってもよい。

3.12.1.1.　3.12.1.に掲げる灯火器の電気結線は、その灯火器が故障した場合に車幅灯が自動的に点灯すること。

3.12.1.2.　車幅灯の機能を満たしているものとみなすことができる灯火器の機能は、(a)及び(b)に掲げる車幅灯の要件を満たすこと。

(a)　4.11.5.に掲げる車幅灯の幾何学的視認性

(b)　別添58「車幅灯の技術基準」に規定する最小光度値

3.12.1.3.　車幅灯の機能を満たしているものとみなすことができる灯火器について、3.12.1.2.の要件に適合していることが書面等により明確になっていること。

別添五十一3・26・の次に次のように加える。

3.27.　自動車製作者等は、自動車（被牽引自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）から前照灯、制動灯、車幅灯及び尾灯に供給する電源電圧が以下の要件に適合していることを証明するものとする。この場合において、当該電源電圧は当該車両が自動車製作者等の申告する代表的な一定電圧となる状態で測定するものとする。

3.27.1.　型式認可書類に、特殊電源又は光源電子制御装置を使用して若しくは自動車製作者等が要求した電圧で試験されたと記載がある場合にあっては、当該灯火器の端子に供給される電圧は、認可された関連の装置又は機能に対して規定された電圧を超えないこと。

3.27.2.　3.27.1.の対象とならない場合にあっては、装置等の端子における電圧は、６Ｖ、12Ｖ又は24Ｖシステムの場合、それぞれ6.75Ｖ、13.5Ｖ又は28.0Ｖの電圧から３％を超えないものとする。

3.27.3.　3.27.1.及び3.27.2.の規定は、灯火器の一部として光源電子制御装置又は可変光度制御が含まれるものには適用しないものとする。

3.27.4.　自動車製作者等は、これらの結果を得るために使用した方法を書面等により明確にするものとする。

別添五十一4・1・2・ヰ「協定規則第98号」を「協定規則第98号補足第12改訂版」に改める。

別添五十一4・1・9・1・ヰ「225,000cd」を「300,000cd（参考値100に該当する。ここで「参考値」とは、走行用前照灯の最大光度を3,000で割った値をいう。）」に改める。

別添五十一4・2・2・ヰ「協定規則第98号5.、6.及び7.の技術的な要件に定める基準」を「協定規則第98号補足第12改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件に定める基準」に、「協定規則第98号補足第11改訂版」を「協定規則第98号補足第12改訂版」に、「協定規則第112号補足第10改訂版」を「協定規則第112号補足第11改訂版」に改める。

別添五十一4・6・6・1・ヰ「β　方向指示器の種別毎に次に示す角度。」を

「β　方向指示器の種別毎に次に示す角度。

ただし、専ら乗用の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5ｔ以下のものに備える種別１、１ａ又は１ｂの方向指示器は、その基準軸方向の見かけの表面の下縁の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、当該方向指示器の基準軸を含む水平面より下方の内側については、20°までであってもよい。」

に改める。